



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
3月15日(月)  
号 外  
第 8 号

## 目 次

### 告 示

○知事指定薬物の指定..... 1

## 告 示

### 栃木県告示第124号

栃木県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年栃木県条例第31号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3(2021)年3月15日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 知事指定薬物の名称

- (1) 1-[1-(3-フルオロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン（通称名3F-PCP、3-Fluoro-PCP）及びその塩類
- (2) 3-{2-[エチル(プロピル)アミノ]エチル}-1H-インドール-4-イル=アセテート（通称名4-AcO-EPT）及びその塩類
- (3) エチル=(R\*)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[ (R\*)-ピペリジン-2-イル]アセテート（通称名threo-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類
- (4) エチル=(R\*)-2-(4-フルオロフェニル)-2-[ (S\*)-ピペリジン-2-イル]アセテート（通称名erythro-4-Fluoroethylphenidate）及びそれらの塩類

#### 2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

#### 3 指定の効力発生の日

令和3(2021)年3月16日

(薬務課)